

第五十一条 第十五条第二項及び第四項、第二十条、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条第二項並びに第四十二条第一項から第三項までの規定は、不作為についての異議申立てに準用する。

② 第二節 第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十六条から第二十条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十条、第四十一条並びに第四十二条を除く。この規定は、不作為についての審査請求に準用する。

第五節 再審査請求

(再審査請求期間)

第三十二条 再審査請求は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内に行なければならぬ。

(裁決書の送付要求)

第三十四条 再審査請求を受理したときは、審査庁に對し、審査請求についての裁決書の送付を要求することができる。

(裁決)

第五十条 審査請求を却下し又は棄却した裁決が違法又は不当である場合においても、当該裁決に係る処分が違法又は不当でないときは、再審査庁は、当該再審査請求を棄却する。

(審査請求に関する規定の準用)

第五十六条 第一節(第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十八条から第二十条まで、第二十一条及び第二十三条を除く。)の規定は、再審査請求に準用する。

第三章 補則

審査庁等の教示

第五十七条 ① 行政庁は、審査請求若しくは異議申立て又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条において単に「不服申立て」といふ)をすることができるときは、処分に対して、相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができるときは、当該期間を以て教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

② 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができるときであるか、並びに当該処分が不服申立てをすることができるときである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができるときに教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

③ 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面で行なわれなければならない。

④ 前三項の規定は、地方公共団体その他の公共団体に対する処分であるものについては、適用しない。

(教示をしなかつた場合の不服申立て)

第五十八条 ① 行政庁が前条の規定による教示をしなかつたとき

は、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができる。

② 前項の不服申立書については、第十五条(第三項を除く。)の規定を準用する。

③ 第一項の規定により不服申立書の提出があつた場合において、当該処分が審査請求をすることができるときは、当該処分は、異議申立てをすることもできる処分であるときを除く。この処分は、すまやかに、当該不服申立書の正本を審査庁に送付しなければならない。当該処分が他の法令に基づき、処分庁以外の行政庁に不服申立てをすることができるときは、当該処分も同様とする。

④ 前項の規定により不服申立書の正本が送付されたときは、はじめから当該審査庁又は行政庁に審査請求又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

⑤ 第三項の場合を除くほか、第一項の規定により不服申立書が提出されたときは、はじめから当該処分庁に異議申立て又は当該法令に基づく不服申立てがされたものとみなす。

附則

(抄)

② 訴訟法(明治二十三年法律第五号)は、廃止する。